

## 民泊通報・相談窓口運營業務等に関する公募型プロポーザル参加者募集要項

### 1 委託業務

- (1) 民泊通報・相談窓口運營業務
- (2) 宿泊施設に対する管理運営状況調査業務
- (3) 「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務

### 2 業務内容

別紙仕様書のとおり

### 3 委託金額の上限

53,243千円（税込み）

本業務の履行に係る費用のうち、テナント代や業務に必要な物品等を含む一切の事務経費は受託者の負担とする。

なお、民泊通報・相談窓口の電話番号、FAX番号及び電子メールについては、本市が指定する専用番号（電話番号：075-223-0700、FAX番号：075-223-0701、電子メール：minpakusoudan@city.kyoto.lg.jp）を継続使用（本市拠点からの電話・FAX転送等を安定的に受信できる環境を整備）すること。

### 4 各業務の対応予定件数

- (1) 民泊通報・相談窓口運營業務  
約300件

※ 履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする。

#### （参考）民泊通報・相談窓口の受付件数

年度	通報	開業相談	その他意見等	計
H28 <sup>※1</sup>	1,148件	211件	364件	1,723件
29	1,010件	107件	843件	1,960件
30	1,095件	140件	899件	2,134件
R1	468件	41件	370件	879件
2	158件	15件	135件	308件
3	91件	4件	59件	154件
4 <sup>※2</sup>	62件	6件	41件	109件

※1 平成28年7月13日から受付開始

※2 令和4年12月末現在

- (2) 宿泊施設に対する管理運営状況調査業務

約3,400件（内訳：旅館業許可施設：約3,200件、住宅宿泊事業届出施設：約200件）

※ 旅館業営業許可を取得した施設及び住宅宿泊事業の届出を行った施設のうち、本市が調査を依頼した施設に限る（履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約

業務を遂行するものとする)。

※ 夜間駐在確認調査については、年間約120日調査を実施（履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする）

(参考) 許可施設数の推移 (※令和4年12月末時点)

年度	旅館・ホテル		簡易宿所				合計	
	総施設数	新規許可件数	新規許可件数		総施設数	新規許可件数		
			総施設数	京町家(再掲)			総数	京町家(再掲)
H28	550	25	1,493	370	813	231	2,043	838
29	575	38	2,291	543	871	181	2,866	909
30	624	73	2,990	684	846	171	3,614	919
R 1	656	61	3,337	899	602	166	3,993	663
2	679	72	3,104	958	350	125	3,783	422
3	680	51	2,887	891	152	45	3,567	203
4*	669	17	2,809	908	85	45	3,478	102

(参考) 住宅宿泊事業の届出住宅推移 (※令和4年12月末時点)

年度	届出受理件数	廃止件数
平成30年度	502	12
令和 元年度	307	81
2年度	59	161
3年度	28	52
4年度	21	57

(3) 「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務

約3,700件

住宅宿泊仲介業の登録者、未登録者にかかわらず、それらが運営する「民泊」仲介ウェブサイト等における取引・掲載状況等の調査

※ 履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする。

## 5 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあつては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書が提出でき、かつ、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 多言語対応（日本語、英語、中国語及び韓国語）が可能な体制が取れること。（4(2)及び4(3)の業務に限る。）
- (5) 令和5年4月1日を起点として、旅館業法及び住宅宿泊事業法にあっては過去3年間、旅行業法にあっては過去5年間違反したことがないこと。
- (6) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- (7) 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

紙文書で7部提出すること。ただし、エ〜シは原本1部に写し6部でも差支えない。

ア 参加申請書（別紙1）

イ 類似業務実績一覧（別紙2）

ウ 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準及び企画提案作成要領」に基づき作成すること。

なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

エ 積算根拠が分かる見積書（消費税は内書きで記載すること。）

オ 「5 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書

カ 「5 応募資格(5)」を証する申立書

キ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はP（プライバシー）マーク登録証を取得している場合は、その写し

ク 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行）

ケ 使用印鑑届

コ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

シ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、ク以下を省略できるものとする。

### (2) 受付期間

ア 令和5年2月9日（木）午前9時から令和5年3月2日（木）午後5時までとする。ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和5年3月2日（木）午後5時必着とする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

### (3) 提出方法等

「12 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

ア 提案は、1参加者につき1件とする。

イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

## 7 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「12 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は、一切受付しない。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「民泊通報・相談窓口運營業務等受託者選定に関する質問」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和5年2月16日（木）午後5時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については令和5年2月22日（水）までに京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課のホームページにおいて公開する。

## 8 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 企画提案書に企画提案作成要領で示す事項が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 受託候補者の選定は、本市の職員で構成する「民泊通報・相談窓口運營業務等受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「民泊通報・相談窓口運營業務等受託候補者選定基準」に基づき書類審査を行い、項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

(4) 受託候補者の選定は令和5年3月10日（金）までに決定のうえ、通知を予定している。

(5) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名を文書により応募申請書を提出した者全員に通知する。

(6) 受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く。）を本市ホームページにおいて公表する。

## 9 委託契約の締結

(1) 契約金額

提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。

- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が、前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。
- エ 本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

## 10 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽または不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和5年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない）。
- (6) 契約期間中に、各業務の処理件数が予定を著しく下回ると見込まれる際は、双方の合意を前提に契約金額を変更する場合がある。

## 11 スケジュール（予定）

令和5年2月 9日（木）	募集開始
2月16日（木）	質問締切り
2月22日（水）	質問回答
3月 2日（木）	募集締切り
3月10日（金）	結果通知
4月 1日（土）	業務開始

## 12 問合せ先及び提出先

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル6階  
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（担当：河田、田苗）

TEL 075-222-4272

FAX 075-213-2997

E-mail eisei@city.kyoto.lg.jp